

「特別支援教室の運営ガイドライン」について

1 ガイドラインの改訂

本市では、東京都教育委員会の「特別支援教室の導入ガイドライン」(小学校)、「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」に基づいて特別支援教室を導入してきました。

東京都教育委員会は、都内公立小・中学校に特別支援教室の導入が完了することを踏まえ、令和3年3月に、これらのガイドラインに代わるものとして「特別支援教室の運営ガイドライン」を作成しました。従前のガイドラインからの主な変更点は以下の通りです。

● 校内委員会での検討項目

新ガイドライン	従前のガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> 在籍学級での支援の検討 特別支援教室入室の検討 入室後の学級担任等による評価や報告 退室や延長に向けた検討 退室に向けた検討、退室後の支援の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「特別な指導」の必要性の検討 特別支援教室での指導目標、指導方針、指導時間の設定 指導目標達成の検証

● 原則の指導期間・評価など

新ガイドライン	従前のガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> 原則の指導期間(①年度当初～年度末、②年度途中～翌年度末)を定め、その期間内の目標を設定 3か月又は学期ごとに評価を実施、校内委員会等での共有 指導延長の考え方(年度当初入室の場合に限り、最長1年間の延長を認める) 延長期間中は評価後に教育委員会へ書面報告 	<ul style="list-style-type: none"> 当初設定した目標の達成について検証し、指導終了を教育委員会に申請(小) 指導については少なくとも学期ごとに評価し校内委員会に報告(中) 年度末には、次年度の指導の継続の可否や指導目標、指導内容、指導時数等について改めて検討し、教育委員会に申請(中)

● 判定委員会(立川市:利用判定審査会)のあり方

新ガイドライン	従前のガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> 教育学、医学、心理学の専門家を参画させるものとする 学校長同席のもと学級担任や特別支援教育コーディネーターが説明する 再入室の仕組みの構築(退室後おおむね3か月～6か月の間に必要性が生じた場合は簡易な審査、6か月以降に必要が生じた場合等は改めて審査) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育関係者だけでなく、小児精神科医等の医療関係者、臨床発達心理士等などの心理専門職、就学前機関の代表者など広く関係者を委員とすることが求められる。

2 本市の対応

このガイドラインについては、令和3年度中はできるところから、令和4年度からは完全実施するよう通知がなされたことから、本市では、令和4年度からの完全実施に向け、以下の取組を進めているところです。

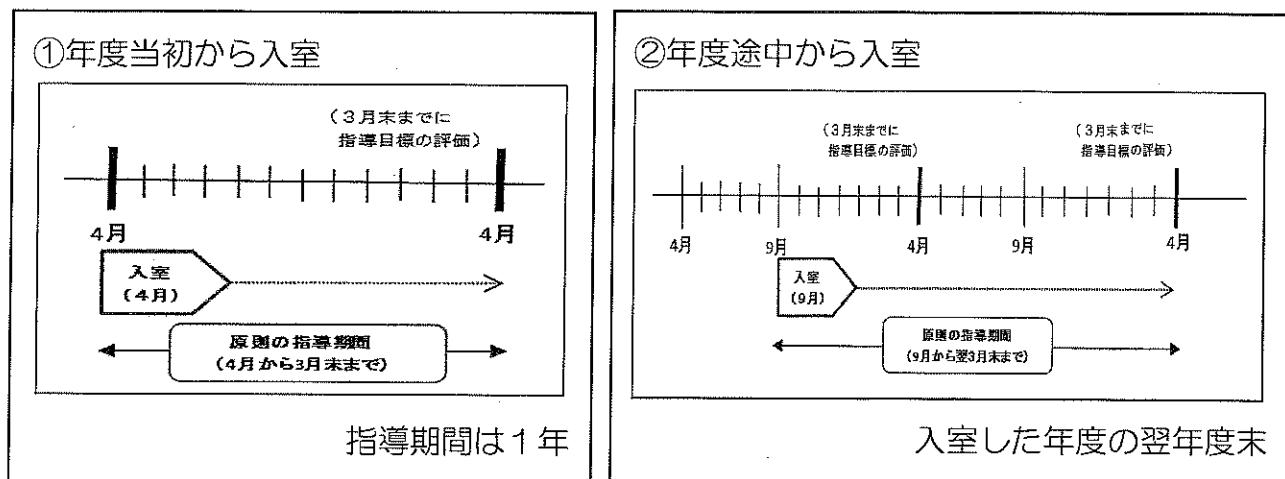
● 令和4年度の完全実施に向けた取組

- ・「原則の指導期間」の設定についての保護者への説明
- ・審査会への医師の参画に向けた調整
- ・審査会運営の見直し(委員構成、審査への参加方法、審査会の流れなど)
- ・入退室等の手続き・各種書式の見直し(入室・延長・再入室手続き関係、チェックリスト等)
- ・利用の手引きの改訂

特別支援教室 原則の指導期間の考え方

- 定期的な振り返りを行い、成果を適切に評価するために「原則の指導期間」を設定する。
- 原則の指導期間中は、指導の成果を振り返り、当初の指導目標の達成状況を定期的に確認する。
- 振り返りの際は、困難を完全に解消したかどうかではなく、子どもが自己の特性を理解して対応の仕方を学び、前向きに学習に取組むことができるようになったかなど、在籍学級で感じていたつまずきが軽減したかという視点で捉える。
- 児童・生徒や保護者には、入室前の段階から「原則の指導期間」やその意義を説明する。

【イメージ図】



現在は、指導期間を限定する規定はありませんので、本市では、学年末までに指導の成果について振り返りを行い、特別支援教室（キラリ・プラス）での指導継続が必要とされる場合は、翌年度も指導を継続しています。

【例外規定】

- 年度当初から入室している場合（①）で、以下の全てを満たす場合は指導期間を1年間延長することができる。
- ①当年度の指導目標が未達成で、同様の指導目標で指導を継続する必要がある。
 - ②延長後の具体的な指導方針や指導計画等が明確である。
 - ③延長後1年以内で指導目標が達成できる見込みがある。